

鍼灸院ってどんなところ？

～鍼灸（はり・きゅう）の

知っておきたい健康保険の正しい知識～



鍼灸院は「はり師」「きゅう師」という

国家資格を持つ専門家が施術を行う施術所※です。

（※医師がいる医療機関ではありません）

【はじめに知っておいていただきたいこと】

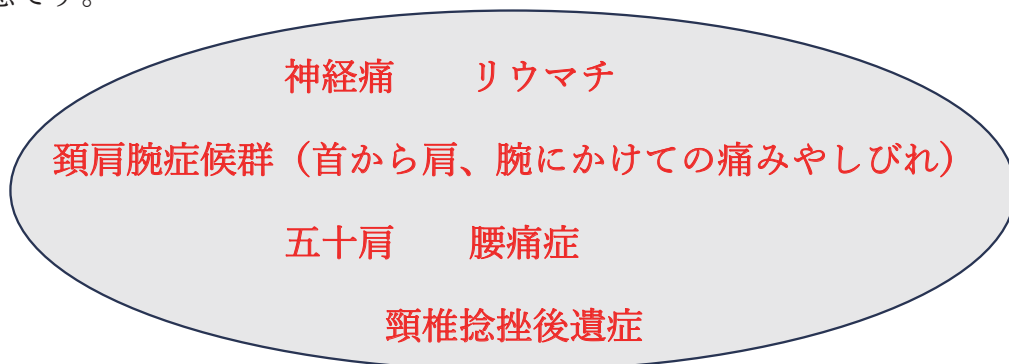
鍼灸院での施術は、原則として健康保険が使えず、全額が自己負担となる「**自費施術**」です。ただし、いくつかの条件を満たした例外的な場合に限り、健康保険の適用が認められることがあります。

この冊子で、その仕組みと注意点を詳しくご説明します。

（あん摩・マッサージとはり・きゅうはルールが異なる点があります。）

【例外】はり・きゅうで健康保険が使えるのはどんなとき？

健康保険の対象となるのは、主に慢性の痛みがある下記のような疾患です。



これらの疾患で健康保険を使うには、

1. 医療機関での治療で改善が見込めず、
2. 医師が適切な治療手段がないと判断し、
3. その証明として医師が「同意書」を発行することが必要です。

上記の条件を満たすと、支払った施術費用の一部が「療養費※」として健康保険から支給されます。（結果的に健康保険を使ったことになります）

※ 「療養費」ってなに？

施術にかかった費用のうち、自己負担分を除いた金額が後から現金で支給（払い戻し）される制度です。これを償還払い制度といいます。

多くはこの制度により運営されておりますが、施術者等が患者等に代わって療養費の支払請求を行う「受領委任制度」があります。

「施術同意書」ってどんなもの？

これが、医師に発行してもらう「同意書」の見本です。

この同意書もしくは同意書に代わる診断書があって初めて療養費の支給（健康保険の適用）を申請できます。

同 意 書 （はり及びきゅう療養費用）		
患 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
病 名	1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他（ ） ※1～6は、当てはまるものに○をつけて下さい。 7は、慢性的な疼痛を主訴とする疾病で鍼灸の施術に同意する病名を記載下さい。	
発病年月日	昭・平・令 年 月 日	
同意区分	初回の同意 ・ 再 同 意 （○をつけて下さい）	
診 察 日	令和 年 月 日	
注意事項等	施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい（任意） 上記の者については、頭書の疾病により鍼灸の施術に同意する。 令和 年 月 日 保 険 医 療 機 関 名 所 在 地 保 険 医 氏 名	

※ 保険医が、当該疾病について診察の上で同意する必要があります。（裏面参照）
 保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載して下さい。

※療養費の支給可能な期間の制限があります。

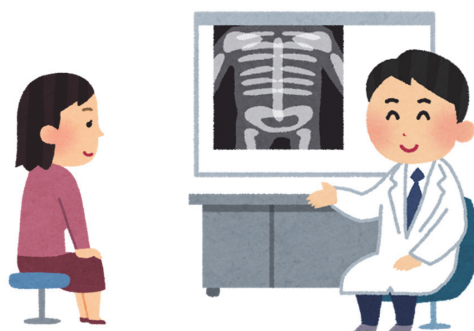
同意書はどうやって発行してもらうの？

同意書を発行するのは、**あなたの症状を診察した医師**です。

鍼灸院や患者さんから依頼を受けた医師は、診察や検査の結果に基づいて、はり・きゅうの施術が本当に必要かを医学的に判断します

同意書作成の依頼を受けた医師は**適切な診断**をし、はり・きゅうの施術に同意をするか判断しなければなりません。

その結果、「医療機関で行うべき適当な治療が他にない」と認めた場合に、同意書を発行することができます。



【大切なポイント】

医師に依頼すれば、必ず同意書を書いてもらえるわけではありません。

医師が同意書の発行を断る判断をする場合もあります。

【重要】保険診療の注意点：医療機関との重複通院

医療機関



鍼灸院



同じ病気で同時にかかることはできません！



鍼灸院で健康保険を使って施術を受けている間は、原則としてその対象となっている病気について、医療機関で健康保険を使った治療（投薬、注射、湿布の処方など）を受けることはできません。

もし医療機関で同じ病気に対して治療を行う場合には、医療機関における治療が鍼灸での施術より優先されるため、患者ははり、きゅうの療養費の支給を受けることができません。

※注 あん摩・マッサージの施術と医療機関での治療はこの限りではなく、重複通院は可能です。

なぜ医師は同意書をすぐには書いてくれないことがあるの？

医師が同意書の発行に慎重になるのには、主に次のような理由があります。

これらはすべて、患者さんの健康と安全を考えてのことです。

理由 1：医師による治療の「終了」を意味するため

同意書は、医師による治療では改善が難しいと医師が判断した場合に発行されます。つまり、同意書を発行することは、医師がその病気に対する保険診療を一旦「終了する」と判断することを意味します。

理由 2：医師がその病気を保険で診られなくなるため

同意書の発行後、患者さんが鍼灸の療養費の給付を受けると、医師はその病気について保険診療を行うことができなくなります。

理由 3：診断の妥当性に対する責任があるため

同意書に署名した医師は、はり・きゅうの施術に対する同意を行うものであり、施術結果に対しては責任を負いません。

しかし、適切な治療手段がないという「診断」の妥当性に対しては責任があります。万が一、診断に誤りがあった場合にはその責任を問われる可能性もあるため非常に慎重な判断が必要であり、経過をしっかりと見てからでないとはり・きゅうの施術に同意できない場合があります。

ちょっと怖い話



腰が痛いな～

鍼灸院に行くと



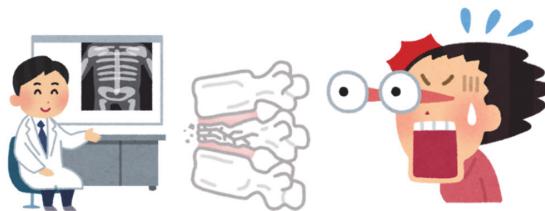
「医師に施術同意書を書いてもらえば健康保険が使えますよ」

と鍼灸院で勧められ、医療機関を受診し医師に依頼して施術同意書を入手。

その後は医療機関には通院せず、健康保険を使って鍼灸院で施術を続ける。

症状がいつまでたっても改善しないため別な整形外科を受診すると…

「背骨が骨折していますね」



これは実際にあった話です。

【この話の教訓】

問題点は、「健康保険を使って鍼灸の施術を受けたい」という理由だけで医療機関を受診し、診察も受けずに施術同意書を書いてもらい、その後医療機関を受診しなかったことです。医療機関では、治療をしながら経過をみることで、診断が変わったり、治療方法が変わることがあります。

自宅に来て施術してもらうこと(往療)はできるの？



あん摩・マッサージ師や、はり師・きゅう師が患者さんの自宅に出向いて施術することを「往療（おうりょう）」といいます。

往療で健康保険が使えるのは、以下の3つの条件をすべて満たすときに限られます。

1. 通院して治療を受けることが困難であること

例：歩行できない、寝たきりで絶対安静を必要とするなど

2. 患者さん自身が往療を希望していること

3. 医師が真に往療を必要であると認めていること。

※あん摩・マッサージの場合は往療を必要とする理由を医師が施術同意書に記入する必要があります。

【追記】 あん摩、マッサージでも健康保険は使えるの？

あん摩・マッサージの場合、健康保険が使えるのは病名ではなく、

下記の症状に限定され、医師が必要と認めた場合です。

同 意 書	
(あん摩マッサージ指圧療養費用)	
患 者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
傷 病 名	明・大・昭・平・令 年 月 日
発病年月日	昭・平・令 年 月 日
同意区分	初回の同意 ・ 再 同 意 (○をつけて下さい)
診 察 日	令和 年 月 日
症 状	筋 麻 痺 筋 萎 縮 (筋麻痺又は筋萎縮のある部位について、○をつけて下さい) 軀 幹 ・ 右 上 肢 ・ 左 上 肢 ・ 右 下 肢 ・ 左 下 肢
	関節拘縮 (関節拘縮のある部位について、○をつけて下さい) 右 肩 ・ 右 肘 ・ 右 手 首 ・ 右 股 関 節 ・ 右 膝 ・ 右 足 首 その他 左 肩 ・ 左 肘 ・ 左 手 首 ・ 左 股 関 節 ・ 左 膝 ・ 左 足 首 ()
	そ の 他 (筋麻痺、筋萎縮又は関節拘縮のある部位以外に施術を必要とする場合には記載下さい)
施術の種類 施術部位	マッサージ (軀 幹 右 上 肢 左 上 肢 右 下 肢 左 下 肢)
	変形徒手矯正術 (右 上 肢 左 上 肢 右 下 肢 左 下 肢)
訪問又は 往 療	1. 必要とする 2. 必要としない
	訪問又は往療を必要とする理由 介護保険の要介護度 () 分かれれば記載下さい 1. 独歩による公共交通機関を使つての外出が困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難 3. その他 ()
注意事項等	施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい (任意)
上記の者については、頭書の疾病により療養のための医療上の マッサージが必要と認め、マッサージの施術に同意する。 令和 年 月 日 保 険 医 療 機 関 名 所 在 地 保 険 医 氏 名	

※ 保険医が、当該疾病について診察の上で同意する必要があります。(裏面参照)
保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載して下さい。

※療養費の支給可能な期間の制限があります

【大切なポイント】

単に疲労回復や慰安を目的としたものや疾病予防のマッサージ等は

療養費の支給対象とはなりません

本冊子の内容は、厚生労働省通知である

『はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の

支給の留意事項等について』

等に基づき作成されています。



一般社団法人

日本臨床整形外科学会

The Japanese Clinical Orthopaedic Association

